

請願法に基づく請願書

裁判所速記官 深瀬由美子殿

被告人 橋本和憲

平成22年(う)第963号事件で貴女が作成した平成22年11月11日第2回公判速記録には被告人が発言した最重要部分が削除されている以下に削除された内容を記す。速記録の11行目下から11行目「この刑事事件のことですね」以下の前に

- 1 逮捕時に逮捕状の呈示がなかったこと
- 2 平成21年7月12日千葉地検に連行された村上捜査役事に逮捕状の呈示がなかったから違法逮捕だと言ったこと

松井雅男 中村崇

3 その後裁判所に連行されて松井雅男裁判官にも逮捕状の呈示はなかったから違法逮捕だと言ったこと

4 一審で保釈された後中村代理人に公判記録を取り寄せてもらったがその中にも逮捕状はなかったこと

5 控訴審の前田代理人に一審の公判記録に逮捕状が無く今だに逮捕状は見えないと言って取り寄せた公判記録を送っていただき平成22年8月17日に届き初めて逮捕状を見たこと

6 千葉西警察署が裁判所に請求した逮捕請求書には被疑者は住所不詳の単身者であ



23.7.6



ると書いてあること 被告人は千葉県警察  
 署に街宣許可申請を平成21年7月3日に  
 行い同年7月8日に許可証が交付された  
 いるが この街宣申請書に住所氏名を書い  
 てあり 運転免許証のコピーも添付してあ  
 り 僅かな年金から公務員を養う税金も納  
 めていること  
 7 千葉県警察署の風間司法警察官の作成し  
 た押収品目録には 自動車と看板 千葉興  
 銀ご録音したテープが書いてないのは 虚損  
 偽公文書作成 同行使の犯罪で 名誉毀損  
 罪より罪は重い。私達が告訴しても警察も  
 捜査も受理しないから 刑事訴訟法239

区検部田和山

条2項によつて裁判官にも告発する義務が  
 あるのだから告発していただきたい  
 8 逮捕状の呈示のなり逮捕は違法であると  
 平成15年2月14日の最高裁判所の判決  
 があるから違法逮捕であったことは明らか  
 だから無罪である等を削除している。こ  
 れらの後に速記録11頁 下から10行目  
 以下は発言したことである。  
 誰れの指図で最重要部分を削除したか  
 平成23年1月20日までに文書で回答し  
 ていただきたい。  
 もし回答なき場合は 虚偽公文書作成  
 同行使と公務員職権濫用罪で告訴を行う。





HO 3

貴女は 速記官の使命を心得て職務を行っ  
ていると思っておりますか？

平成23年1月6日

被告人 橋本和憲

東京都千代田区霞が関 1-1-4  
東京高等裁判所 第10刑事部  
裁判所速記官 森瀬由美子殿

内容証明郵便

この郵便物は、平成23年1月6日第96702号書  
内容証明郵便物として差し出したことを証明します  
郵便事業株式会社

23.1.6

郵便認証司  
#23111 62